

やまと 指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 ゆう優ハウス大和 が開設する やまと（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護福祉士または訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次の通りとする。

- 一 名称 やまと
- 二 所在地 群馬県安中市原市 3533-5 アートリウム原市 101 号室

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。
- 二 サービス提供責任者 2 名
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算 2.5 名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 0時から24時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院乗降介助

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は安中市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第11条 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、指定訪問介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社 ゆう優ハウス 大和 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この変更規程は、令和2年5月1日から施行する。

この変更規程は、令和3年5月1日から施行する。

この変更規程は、令和6年2月1日から施行する。

この変更規程は、令和6年4月1日から施行する。